

宮城県環境教育リーダー設置要綱

(目的)

第1 知事は、住民等に対して環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育（以下「環境教育」という。）の普及及び地域で実践する環境保全活動の円滑な推進を図ることを目的として、住民、団体等が実施する環境教育及び環境保全活動に関する講演会、研修会、学習会、観察会等（以下「出前講座等」という。）に対して、講演・講義や指導・助言等を行う宮城県環境教育リーダー（以下「リーダー」という。）を設置し派遣するものとする。

(委嘱)

第2 知事は、保健所長（ただし、行政機関設置条例（昭和33年宮城県条例第15号）第8条第3項に規定する保健所長とする。以下同じ。）、保健環境センター所長、本庁各課（室）長及び各市町村長並びに県内団体等の推薦に基づいて、次に掲げる要件のすべてを満たす者のなかから、リーダーを委嘱する。

- (1) 地球環境、自然環境保全、公害防止、廃棄物処理対策、リサイクル及び省エネ等の環境教育並びに環境保全活動に熱意を持ち、当該活動に対し相当の知識と経験を有する者
- (2) 環境教育及び環境保全活動に関する講演・講義や指導・助言等の活動経験のある者。または当該活動を行うことに対して支障がない者

2 保健所長及び保健環境センター所長（以下「保健所長等」という。）は、リーダーの推薦に当たり、必要に応じて市町村の意見を聴くことができる。

(任期)

第3 リーダーの任期は、原則として委嘱の日から翌々年度の末日までとする。ただし、全リーダーの任期の終期の統一を図る必要がある場合は、この限りでない。

2 リーダーは、再任されることができる。

(公表)

第4 知事は、リーダーの氏名等について、広く一般に公表するものとする。

2 公表は、リーダーが所属する環境関連団体名でも行うことができる。

(委嘱の取消し)

第5 知事は、委嘱を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を取消すことができる。

- (1) リーダーから、委嘱の辞退の届出があったとき。
- (2) リーダーの信用を著しく損なったとき。
- (3) その他、知事が委嘱を取消すことが妥当と判断したとき。

2 知事は、前項第2号及び第3号の規定により委嘱を取消したときは、当該リーダーに対し、理由を付してその旨を通知する。

(活動内容)

第6 リーダーは、別表に掲げる環境教育及び環境保全活動について、県及び市町村と連携を保ちながら、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 出前講座等

住民、団体等が行う環境教育及び環境保全活動が円滑に推進されるよう、派遣申込みに応じて出前講座等を行うものとする。

(2) 研修会への参加

県が主催する研修会に参加するものとする。

(活動結果報告)

第7 リーダーは、年度終了後20日以内に、様式第1号により活動に関する意見・感想報告書を管轄する保健所長等に提出するものとする。

2 前項の場合において、各保健所長等はリーダーからの活動に関する意見・感想報告書を取りまとめ、様式第1号の写しを速やかに環境生活部長に報告するものとする。

(派遣申込み等の手続)

第8 リーダーの派遣申込み等の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 派遣対象

リーダーの派遣は、県内の自治会、地域住民等で組織する団体、市町村、公民館、学校（小学校を除く。）、企業等で行う、環境教育及び環境保全に関する出前講座等並びに環境教育及び環境保全に関する活動等を主催しようとするもの（以下「主催者」という。）に対して行うものとする。ただし、営利目的や特定の宗教、政治活動のための出前講座等については、派遣の対象としない。

(2) 派遣人員

派遣可能なリーダーの人員は、原則として、1回の出前講座等につき1人とする。

(3) 派遣回数

主催者が同一である出前講座等に対するリーダーの派遣は、同一年度において原則として3回を限度とする。

(4) 派遣申込み

リーダーの派遣を希望する主催者は、様式第2号によるリーダー派遣申込書を、管轄する保健所長等に、派遣希望日の30日前までに提出するものとする。

(5) 申込内容の変更等

主催者は、リーダー派遣申込書の提出後において、自らの都合により申込内容を変更する場合は、直ちに保健所長等に連絡するものとする。

(6) 派遣決定

派遣申込みを受けた保健所長等は、主催者と調整を図り、リーダーを選任し、様式第3号により派遣を依頼するとともに、様式第4号により派遣の決定について主催者に通知するものとする。ただし、主催者の希望する主題に適するリーダーを管内から選任することが困難な場合、又は特別な理由により派遣を希望するリーダーが管外である場合には、保健所長等は、環境政策課長に対してリーダーの派遣を協議（マッチ

ング)するものとする。環境政策課長は、派遣に適するリーダーを選任し、当該リーダーが居住又は主たる活動区域とする地域を管轄する保健所等に派遣を依頼するものとする。

(7) 実施結果報告

リーダーの派遣を受けた主催者は、派遣終了後7日以内に、様式第5号による実施結果報告書を管轄の保健所長等に提出するものとする。また、保健所長等は、提出を受けた実施結果報告書(様式第5号)の写しを、環境政策課長あて送付するものとする。

(8) 派遣費用

県は、前号により派遣の事実を確認した場合、予算の範囲内において、リーダーの出前講座等への派遣に要する経費のうち、謝金及び旅費(以下「謝金等」という。)を県が負担する。その他会場費、資料代等の必要な経費については、リーダーの派遣を受けた主催者が負担するものとする。

(県の役割)

第9 県は、リーダーに関し、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) リーダーの委嘱に関すること。
- (2) リーダーの派遣に関すること。
- (3) リーダーからの活動に対する意見や感想の受理に関すること。
- (4) リーダーの研修に関すること。
- (5) リーダーへの環境情報の提供等、必要な支援を行うこと。
- (6) リーダーへの謝金等に関すること。
- (7) その他リーダーの設置・運用に関すること。

(事務)

第10 リーダーに関する事務は、宮城県環境生活部環境政策課において所掌するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 環境保全活動アドバイザー設置要綱(平成2年8月10日施行)、環境保全活動アドバイザー設置要綱取扱要領(平成2年8月10日施行)、環境保全活動アドバイザー等に対する謝礼額を定める要領(平成14年4月1日施行)及び環境保全活動アドバイザーの身分を示す証明書の様式を定める要領(平成15年1月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。